

京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、民間バス路線の撤退に伴う代替手段として、本市右京区京北地域を運行する「京北ふるさとバス」について、当該バス路線が、鉄道など他の公共交通機関もなく、過疎、高齢化が進む京北地域住民の生活にとって必要不可欠な交通手段であるため、生活交通路線の確保方策の一環として、生活交通路線としてバス路線の運行の維持等を図るための補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象路線)

第2条 本要綱によって補助金を交付する対象は「京北ふるさとバス」として、本市右京区京北地域を運行する路線とする。

(対象バス事業者)

第3条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項に基づき、自家用有償旅客運送を行うものとする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、第2条に掲げる路線運行に係る費用に対する運送収入の不足額以内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の初日までに、行うものとする。

(1) 当該バス事業に係る収支予算書

(2) その他、市長が特に必要と認める書類

2 条例第21条第2項に規定する補助金の概算払を受けようとする場合は、その旨を京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付申請書に記載するものとする。

なお、概算払は補助金額の4分の1について、四半期ごとに交付するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付決定通知書(第2号様式)により、対象バス事業者に通知するものとする。

2 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

(交付決定の変更申請等及び通知)

第8条 対象バス事業者は、前条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止(廃止)しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付決定変更承認申請書(第3号様式)又は京都市京北地域バス事業維持費等補助事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じる補助金の額が交付予定額の20%以内であるものをいう。

3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市京北地域バス事業維持費等補助金変更交付決定通知書(第5号様式)又は京都市京北地域バス事業維持費等補助事業中止(廃止)承認通知書(第6号様式)により、対象バス事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、運行に係る実績報告書に、収支決算書を添えて行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に関し、その他必要な事項は、都市計画局歩くまち京都推進室企画課長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

番 号
年 月 日

京 都 市 長 様

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付申請書

京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり、
年度京都市京北地域バス事業維持費等補助金の交付を申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助金の額
千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 補助金の概算払について

希望する ・ 希望しない

(希望する場合はその理由)

第2号様式

第 年 月 日
号

様

京 都 市 長

京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度京都市京北地域バス事業維持費等補助金
について、下記のとおり交付することを決定したので、京都市京北地域バス事業維持費等
補助金交付要綱第7条1項に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付予定額 金 円
- 2 交付の条件

第3号様式

番 号
年 月 日

京 都 市 長 様

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった、 年度京都市京北地域バス事業維持費等補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付要綱第8条1項に基づき申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 その他必要な書類

第4号様式

番 号
年 月 日

京 都 市 長 様

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

京都市京北地域バス事業維持費等補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度京都市京北地域バス事業維持費等補助金に係る補助事業について、下記のとおり、計画を中止（廃止）したいので、京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付要綱第8条1項に基づき、申請します。

記

- 1 事業を中止（廃止）する理由
- 2 中止予定期間又は廃止予定年月日
(中止予定期間) 年 月 日 から 年 月 日まで
(廃止予定日) 年 月 日
- 3 その他必要な書類

第5号様式

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市京北地域バス事業維持費等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、京都市京北地域バス事業維持費等補助金に係る計画変更承認申請について、下記のとおり承認し、補助金の交付内容を変更することを決定したので、京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 変更交付決定の内容

2 交付の条件

第6号様式

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市京北地域バス事業維持費等補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、京都市京北地域バス事業維持費等補助金に係る中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認することを決定したので、京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 中止（廃止）対象事業

年 月 日付け 第 号で交付決定した上記京都市京北地域バス事業維持費等補助事業中止（廃止）承認申請書に記載の事業

2 中止（廃止）の期日（期間）